

○上山市物品購入契約約款

平成19年 3 月13日告示第36号

最終改正：令和 2 年 3 月 5 日告示第15号

（総則）

第 1 条 発注者上山市長（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、契約書記載の物品納入に関し、上山市財務規則（平成 7 年規則第18号）に定めるもののほか、この約款及び物品購入契約書（様式第 1 号）に基づき、別紙の仕様書、図面等に従い、この契約を履行しなければならない。

2 物品の納品方法、納品時の設置条件及び目的物の納品履行に必要な一切の手段については、仕様書、図面等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において実施するものとする。

（権利の譲渡等）

第 2 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（納入の通知）

第 3 条 乙は、物品を納入する場合は、納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

（検査及び所有権の移転）

第 4 条 甲は、物品の納入を受けたときは、納入後 5 日以内に物品の検査を行わなければならない。

2 乙は、検査の結果、納入物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに契約に適合する物品を納入しなければならない。この場合において、前条及び前項の規定を準用する。

3 甲は、検査に合格したときは、物品を受領し、必要に応じて受領書を乙に交付する。

4 契約物品の所有権は、前項の検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

5 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

（危険負担）

第 5 条 前条第 3 項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

（代金の請求及び支払）

第 6 条 乙は、第 4 条の検査に合格したときは、購入代金を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に購入代金を支払わなければならない。

3 購入代金の支払場所は、上山市役所とする。

4 甲は、口座振込の方法により支払うことができる。

（履行遅滞等）

第 7 条 乙が甲の指定する期日までに物品を納入することができないときは、甲は、特に

遅滞料を徴収して納入期日の延期を承認することができる。この場合において、遅滞料の額は、遅延日数に応じ契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率を乗じて計算した額とする。

- 2 天災その他甲がやむを得ないと認める事情があるとき又は甲の責に帰すべき事由により納入が遅れたときは、前項の遅滞料は、徴収しない。

（契約の変更）

第8条 甲は、物品の数量、納入期限、仕様書、図面等を変更する必要があるときは、甲乙協議してこの契約を変更することができる。

（甲の解除権）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 乙がその責に帰すべき事由により納入期限までに契約物品を納入しないとき。
- （2） 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと認められるとき。
- （3） 前各号に掲げる場合のほか、乙が正当な理由なくしてこの契約に違反したとき。
- （4） 正当な理由がなく、第12条第1項の追完がなされないとき。
- （5） 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が上山市暴力団排除条例（平成24年上山市条例第9号。以下この号において「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項第2号から第5号までに定める場合が甲の責めに帰すべき理由によるものであるときは、契約の解除をすることができない。

- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額（単価契約の場合にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 乙が前項の違約金を甲の指定する期間までに納付しないときは、その遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第10条 乙は、甲がその責に帰する事由によりこの契約に違反したとき。

(損害賠償)

第11条 第9条第1項の規定により契約が解除され、甲に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負う。

2 前条第1項の規定によりこの契約が解除され、乙に損害が生じたときは、甲は、損害賠償の責めを負う。

3 前2項の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約不適合)

第12条 甲は、引き渡された物品が契約不適合であるときは、乙に物品の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、甲が相当な期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(費用の負担)

第13条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、この契約に関し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。この契約の終了後も同様とする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 暴力団員等から不当介入を受けたときは、ただちに、所轄の警察署に通報するとともに甲に報告し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関し生じた一切の紛争処理については、山形地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約について疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。